

随想

私の実践・研究をふりかえって
—当事者運動とのかかわりの中で—

兎島 美都子

日本福祉大学名誉教授
青森大学社会学部教授

社会福祉研究 第77号 2000年4月抜刷

社団法人 鉄道弘済会

随想 私の実践・研究を振り返って (51)

当事者運動とのかかわりの中で

こ じま みつこ
児 島 美都子

青森大学社会学部教授



はじめに

20世紀最後の年の幕が明けた。1924年生まれの私は、20世紀の4分の3を生き、ちょうど50年間社会福祉の実践、研究にかかわった。始まりは1951年。現在の青森大学までを含めると実践歴15年、教員歴35年である。研究分野は医療福祉と障害者

【筆者略歴】

1924年、東京に生まれる。44年、青山学院女子専門部家政科（旧制）卒業。55年、日本社会事業学校専修科卒業。51年1月、医療ソーシャルワーカーとして医療法人財団織本外科病院に勤務する。62年7月、社団法人全国結核回復者コロニー協会事務局長、66年、日本福祉大学専任教員。86～90年、社会福祉学部長・大学院研究科長（女性として初の社会福祉学部長）。91年、同大学名誉教授・龍谷大学教授を経て、97年より青森大学社会学部社会福祉学科教授。その他、日本社会福祉学会理事、日本介護福祉学会理事（現）、名古屋市社会福祉審議会委員（現）、外国人医療センター顧問（現）。近著に、『医療ソーシャルワークの現代性と国際性』（勁草書房、98年）、『ガンの夫を自宅で看取る一医療ソーシャルワーカーの介護日記』（農文協、98年）、『国際医療福祉最前線』（共編著、勁草書房、99年）。翻訳に、『医療ソーシャルワークの実践』（共訳・監修、中央法規出版、94年）、『医療ソーシャルワーカーの挑戦』（共監訳、中央法規出版、99年）など、ほか多数。

福祉。医療福祉の主要なテーマはMSW（医療ソーシャルワーカー）論。障害者福祉のテーマは雇用、最近はこれに自立生活が加わった。専門科目は、医療福祉論と障害者福祉論。現在勤務中の青森大学では、社会福祉原論、社会福祉援助技術総論、国際福祉論の講義を担当している。目指してきたのは人権としての福祉、平たく言えば、誰もが等しくその人の望むように人間らしく生きられるよう、主体的な力をつけ、できるだけ自分の力で自立生活を獲得できるようにすることである。

戦後福祉の発足

グローバルな視点でみると、わが国の1900年代の前半は戦争の時代、後半は平和の時代であった。社会福祉が発展するのは平和の時代である。

戦争の時代は、相互扶助が基本で、名ばかりの救済施策があるだけ、それも治安対策の色彩が濃く、人権意識は希薄だった。結核や、ハンセン病、精神病などに対しては社会防衛・治安対策の立場から強力な隔離施策が取られてきた。

戦後福祉の課題は、こうした慈恵的・社会防衛的な福祉思想を人権に基づく福祉思想に転換させることであり、障害者や高齢者がともに生きる地域社会を実現させることであった。

戦後福祉の理念は、昭和22年5月3日に施行された日本国憲法に明記されていた。日本国憲法は、

2008年5月 日本社会事業連合会
記念講演 → 4月に学術誌

「人権と社会福祉」 → 2008年5月号 学術誌

2004年
より
学術誌
2008年
5月号

その前文に「主権在民」「戦争の放棄」をうたい、「基本的人権」をなにもものにも侵すことのできない権利であるとした。そして「基本的人権」のうち、生存権を第25条でとくに取り上げ、「健康で文化的な最低限度の生活を営むこと」をすべての国民の権利とし、「社会福祉、社会保障、公衆衛生の向上と増進に努めること」を国の義務として明らかにしたのであった。

戦後日本の社会福祉事業は、日本国憲法第25条を受けて福祉三法が制定され、法律に基づく施策として展開された。中でも生活保護法は、憲法第25条を直線的に受けた法として権利が明記された。その生活保護法の実施機関が社会福祉事務所であり、それを担うのが社会福祉主事、即ち福祉事務所のケースワーカーだった。その社会福祉主事の養成を目的として2年前に日本社会事業短期大学が発足し、1951年はその第一回卒業生が学窓を巣立った年であった。

MSW になる

私が MSW になったのは、まさにその年、1951年であり、新しい戦後の福祉が出発した年であった。MSW になったのは、家族が結核で入院していた東京、中野の胸部外科の病院で患者会のボランティア活動をしていたことがきっかけだった。病院で異型輸血事件が起こり、東京都庁から病院閉鎖命令がでた。当時結核は、抗結核薬や外科手術により不治の病から治る病になっていた。中でも、外科手術の成果はめざましく、多くの患者が手術を待ち望んでいた。

しかし、病床数は絶対数が足りない上、長期入院が主流だったため、病床回転率は緩慢だった。当時珍しく短期入院システムをとっていたその病院は、手術後の早期退院を条件に、外科手術だけを効率的にやっていたから、ベッドの回転は早く、患者達はたった26床しかない病院で、手術することに希望をかけていた。そうした患者や家族にとって病院閉鎖命令は晴天のへきれきだった。患者会の提案で、家族が都庁に陳情を繰り返し、ようやく閉鎖命令が解かれ、病院業務は再開できるこ



病院の MSW 室で (1950年代)

とになった。そこで病院当局が、御礼に何か患者のためになることをと提案したのが MSW の設置だった。当時、同じ区内の中野保健所には既に MSW がおかれ、活発な地域活動を展開していた。その活動に触発されて MSW の設置が提案され、白羽の矢がたったのが私だった。その頃の私は、失業保険受給中だった。

当時は、病院が MSW として雇えば MSW になれる時代だった。私は MSW になった2年後の1953年に、厚生省の3か月間の認定講習を受けた。始めてみると、この仕事は面白かった。自分の独自領域が持て、自由に仕事ができ、援助効果がすぐ目に見え、手応えがあった。最初は看護部門との多少のあつれきもなかったわけではないが、患者主体の医療をめざす職場の合意ができていたことや、管理部門のリーダーシップもあって、徐々に理解されるようになった。

講習で新しい福祉の断片に触れた私は、もっと学びたいと思い、翌年、日本社会事業学校専修科(夜間)に入学した。昼間部は当時まだ短大で、旧海軍館の校舎には、全国社会福祉協議会も同居していた。昼間部には白沢久一、長田イクオ、石黒チイ子さん達が在学しており、大学祭の行事を通じて交流があった。後にこの人たちは社会事業新

人会を結成する。新人会は後に公的扶助研究会の母体となる。MSW 関係では、東京都 MSW 協会が月一度のケース研究会を持っていた。私は制度的なことを患者会や新人会で、ケースワークは東京都 MSW 協会学んだ。

専修科では、日本社会事業大学の教授陣が講義やゼミを受け持っていた。重田、吉田、小島、木田、鷺谷、仲村、小川(政亮)、五味、小宮山など、この世界の草分けである。非常勤で来ておられた厚生省統計調査部専門官の早坂八州先生から「名古屋に名前は大きい、小さな小さな社会事業の大学があつてね」という話を時々聞かされた。まだできたばかりの中部社会事業短大(いまの日本福祉大学)のことだった。このときは、将来その大学に赴任するなどは知る由もなかった。

援助方法を学びたかった私は、仲村優一先生のゼミをとった。ここで、カーカップの「新しい社会」をテキストに、戦後のイギリス社会の断片にふれた。それは、後のイギリス研究の契機になった。新しい社会福祉の思想を語る諸教授の講義は、どれも新鮮だった。それに、社会福祉現場で働く多くの友人が得られたのは貴重であった。

朝日訴訟とのかかわりの中で

このころ、社会福祉を取り巻く社会情勢はきびしかった。1954年には、戦後初の社会保障予算の大幅削減があり、「死の坐り込み」として話題を呼んだ。「入退所基準」反対の患者の坐り込み運動が、東京都や各県県庁で展開された。そして、それと連動して生活保護法のいわゆる「適正化」が行われていた。その頃、皆保険はまだ実施されておらず、健康保険の被保険者も少なかった。長期療養を必要とする結核患者は健康保険があっても治らないうちに期限が切れ、あとは、生活保護法が唯一の社会資源であった。そこで生活保護法の動向は、多くの患者にとって死活問題を意味していた。

そうした現実もあって、小川政亮先生の「社会事業法制」の講義は興味深かった。新聞紙上をにぎわしている事件などをタイムリーに取り上げ、理念と現実のあいだを鋭くつづぬ切れの良い講義

は、夜学生の眠気をふきとばすほどであった。私にとって、それは日常的な経験を思い出させる説得力のある講義でもあった。そうした中で起ったのが朝日行政訴訟事件であった。それは具体的には、入院中の結核患者に支給される日用品費を取り上げたものであったが、実質的には憲法第25条にいう「健康で文化的な最低限度の生活」の内実を問うものであり、国民の権利が、たんに理念にとどまるのか、実体的な権利として保障されるものかを問う意味で、戦後の社会福祉の根幹にかかわる裁判でもあった。さらに世俗的に言えば、生活保護を受けている結核患者が、こともあろうに大臣さまを訴えるなどということは、「福祉はお上の御恵み」という考え方を脱脚できない国民感情に、一石を投じる画期的な裁判でもあった。

私はこの裁判の第一審公判(1958年12月10日)で原告朝日側の証人となった。朝日訴訟は、第一審では朝日側勝訴、第二審では敗訴、最高裁では、原告死亡のため、養子に対する裁判の承継権をめぐる争われた。結局、承継権は認められなかったが、最高裁大法廷の判決文で「生活保護法は反射的利益ではなく法的権利であること」が明記された。この後、牧野訴訟、堀木訴訟、藤木訴訟等の訴訟が続き、国民の権利意識を高める上で大きな役割をはたしたことは周知の事実である。

コロニー運動

一法改正が発展の契機に一

結核は治る病気になった。早期に発見し、早期に治療し、計画的に療養プランをたてれば、そのままとの職場に戻ることもできたし、新しい職を得る可能性もあった。問題は重度の障害を残す回復者である。10年、20年と長い療養生活を療養所で過ごした人もいたし、手術後の後遺症に悩む人もいた。年齢的には20代30代の若い患者である。「地域で生活したい」、「できれば働きたい」という望みは強かった。

その頃、私が知ったのが、九州地方の結核回復者のコロニー運動であった。療養所を退院した回復者達が、古い家を借りて印刷屋をやったり、療

養所の残飯を餌に養豚をやって、日々のなりわいをたてていた。コロニー運動は、回復者自身が取り組んでいたことや、制度の改善を求める運動を伴うという点に特徴があった。1958年10月、佐賀県での第三回九州コロニー会議にオブザーバーとして参加した私は、帰路その足で、国鉄の宇部駅(山口県)に途中下車し、妻と2人で故郷で手術後の療養生活を送っていた一人の退院患者を訪ね、東京でのコロニーづくりを提案した。

東京都中野区の古いアパートのひと間を借りて、数人の回復者が印刷業を開始したのはそれから間もなくのことであった。資金は、在宅患者の会「親和会」が中心になって集めた。それが今日の東京コロニーの始まりであり、その創始者が、いま日本障害者協議会会長の調一興氏である。調氏はコロニーの全国ネット結核回復者全国コロニー協会(現在のゼンコロ)を組織し、その頃は珍しかったテープレコーダーを抱えて、医療や福祉関係者を回り、法改正を必要とする関係者の声を集めて、厚生省に働きかける等、ユニークなソーシャルアクションを展開し、内部障害者を身体障害者福祉法の対象に取り上げさせる法改正を実現させた。法改正により制度利用が可能になり、これを機に、各地のコロニーは大きく発展していった。いま各地のコロニーは、その地域の障害者雇用の重要な担い手になっている。

MSW 資格制度化運動に取り組んで

私がMSWになった2年後の1953年、厚生省の認定講習会の終了者が中心となり、日本医療社会事業協会を発足させた。初代会長は、戦前、聖ルカ病院に近代的MSWの一步を記した浅賀ふさ氏であった。氏は、戦後初の厚生省児童福祉専門官を務めたあと厚生省を退き、村松常雄教授(名古屋大学)とともに名古屋市に中部社会事業短大を創設し、1953年から教授として赴任していた。また新幹線も東名高速道路もなかった。高齢の浅賀先生に代わり実質的な会務を担っていたのは、東京都庁の保健所課に勤務していた中島さつきさん(現、兵庫医科大学名誉教授)を中心とする東京在

住の会員だった。

初期の協会活動は、「医療社会事業部門の確立、兼務者の専任化」などが課題であったが、その流れの中でMSWの身分法の必要性が明らかになってきた。政治的に力のある人材が必要ということで、各地の県衛生部長を歴任した村山午朔氏(神奈川県会長)が副会長に就任した。村山副会長の政治力で、協会は法人資格を取得(1964年)し、厚生省にも発言力を持つようになった。法人格を取得したMSW協会は、医療社会事業家協会から医療社会事業協会に改められたため、PSW協会(現、精神保健福祉士協会)が新たに専門職団体として創設された。法人化により協会活動は活発になり、医療社会福祉士法案も準備された。しかし、推進役であった村山副会長が急逝されたことで、運動は停滞する。折柄、健康保険の改正問題に対する執行部の対応への批判から、執行部総辞任、3年間総会が開けないという事態に追い込まれてしまった。

コロニー運動に専念したことや教職が変わって、東京を離れ協会活動から遠ざかっていた私が、協会再建のためひっぱり出されたのがこの時である。1973年の再建総会の後、再び身分法運動に取り組むことになった。この時、身分法運動を資格制度運動(後に、医療福祉職専門職化運動)と改めた。それはこの運動が専門職としての確立と同時に、利用者の人権を守るための制度化であることを明確にする必要を感じたためであった。そして運動の内容を、任用資格、必置制、教育研修、業務、経済的裏付け、待遇の6点に集約した。この時期の運動は、国会への署名請願活動、医療・福祉関係の識者の支持署名や関係団体や患者団体への働きかけ等、これまでとはちがったスタイルのソーシャルアクションを展開し、衆参両院とも全党一致で請願採択されるなど大いに盛りあがったが、その後の進捗がはかばかしくなかったことから、内部から再び行政に実力のある人材をという声が高まり、私は1981年に会長職を辞した。次期は須川会長(医師)に引き継がれたが、折柄臨調行革の時でもあり、会長が変わっても目立った進展が無く、社会福祉士・介護福祉士法にも入らずMSW

は国家資格から取り残されたまま、現在にいたっている。

AJU 自立の家とのかかわり

AJU 自立の家は、名古屋市恵方町にある。AJU の A とは愛、J とは実行、U とは運動の頭文字である。特徴は、当事者運動のなかで創った地域施設という点だ。母体となったのは「愛知県重度障害者の生活を良くする会」である。ここで私の関係は27年前にさかのぼる。

27年前のある日、新聞社から私に講演依頼があった。地域の障害者のキャンプで、外国の障害者福祉の話をしてくれないかという依頼である。そのまえに私は海外留学を経験していたし、ヨーロッパの障害者福祉にも触れていたの、その話をすることにした。迎えにきたのが、当時珍しい障害者用の自動車を運転する山田昭義さんであった。講演を終えたあと、参加者の1人が「もっと勉強したい」と言った。それが糸口となって、月1度の勉強会が誕生した。以後この勉強会は延々27年間続いている。

障害者達はそこで制度や法律や海外事情や福祉のあり方を学び、考え、学んだことを生かして行動し、何も無いところに自立ホームや車椅子センター、コンピューターハウス(作業所)、福祉機器店などをつくってしまった。中でもユニークなのが、自立ホーム「サマリヤハウス」で、4年の期限を区切って、重度の障害者達がそこで自立生活の方法を学び、地域にでて自立生活を始めるというものである。それを支えるのが AJU 自立の家であり、そこに集まる大勢のボランティア達である。

彼らのエネルギーはすごい。誰でも支援者になってしまう。そして後援会を組織し、講演会やウェルフェアコンサート、バザーなどで資金を作る。事業も順調だ。一方で、パワフルな運動も忘れない。1970年代から続いている車椅子全国集会を支えてきたのも彼らの力に負うところが大きい。自立ホームの構想も、何時の間にか彼らの支援者となったという三笠宮寛仁殿下の構想である。重度の障害を持ちながら、めげないで自分達の可能性



AJU の人たちと (1992年)

を広げ、人生を切り拓いてゆく彼らの魅力に取りつかれて誰もが何時の間にか応援してしまうのだ。それは、彼らの生き様が、私達の人生に新鮮な息吹を吹き込んでくれるからではないであろうか。障害者は、欠陥人間でも無能力人間でもないこと、そして限りない可能性があることを、地域で暮らす障害者達は教えてくれる。いま個人史に焦点をあてて、AJU の10年史を当事者を中心にまとめる作業に取り組んでいるところである。

なお、この運動の創始者の1人であり、AJU 自立の家の責任者でもある山田昭義さんは DPI (世界障害者連合) の日本代表である。

私の研究

1969年、日本福祉大学から最初の海外留学でヨーロッパに行ったとき、ヨーロッパの福祉にふれて気づいたことが2つあった。その1つは、施策にあわせて利用者(障害者)を選ぶのではなく、利用者に施設環境をあわせること。もう1つは、福祉施策形成のプロセスであった。

最初にこうした考え方に出あったのは、オランダのヘッドドルブで9人一組みの集合住宅を見学した時だった。個室の部屋のトイレや浴室が、ハーフメイドになっているのに気づいた。利用する障害者が決まった後で、利用者の障害に合わせてそれを完成させるのだという。また利用者の自治組織があり、利用者の意志が尊重されていること、施設内のレストランなどはスタッフと利用者が一

緒に利用していること等も、当時のわが国の実体と照らして新鮮であった。

福祉形成のプロセスは、ひとことで言うと当事者が下から自ら築きあげているという点である。障害者雇用世界一の国、オランダの保護雇用制度も、3～4人の障害者が自分の仕事を持ち寄り、集団で仕事を始めたのが始まりだったし、世界のモデルになっている知的障害者のグループホームも、1970年代の親の会の熱心な運動が社会を動かした成果だった。優れた社会保障制度をほこるスウェーデンやデンマークも同じだった。

1985年、日本患者家族団体協議会(JPC)が、デンマーク、スウェーデン、ノルウェーの患者団体と国際交流することになり、私も同行した。そこで知ったことは、患者団体は財政基盤も確立し、多くのスタッフを抱え、それぞれの国のすぐれた福祉サービスを築く原動力となっているということであった。



JPC (日本患者家族団体協議会)
北欧患者団体交流 (1985年)

こうした例は、福祉は当事者が下から築くものという私の考え方に確信を持たせてくれた。最初から患者運動やコロニー運動の身近かにいた私は、自覚的ではなかったが、当事者運動の大切さを肌身で感じていた。

振り返って見ると、私の研究はそうした運動の中で学んだことをまとめたり、必要性に迫られて取り組んだものだった。社会福祉に関する最初の業績は、MSWの専任化を進めるための実態調査であり、朝日訴訟の意義を論じる論文であった¹⁾。また最初の著書は、コロニー運動の中で、各地のコ

ロニーの実態や、コロニー運動に必要な身体障害者福祉制度や海外の保護雇用に関する情報や知識をまとめたものであった²⁾。その後、MSW協会の会長に就任し、資格制度化運動に取り組む必要性に迫られてまとめたのが医療ソーシャルワーカー論であった³⁾。外国研究もそれと関連していた。イギリスのMSWを系統的に追跡してきた。その概要は『医療ソーシャルワークの挑戦—イギリス保健医療ソーシャルワークの100年』の「おわりに」にまとめた⁴⁾。

障害者雇用制度関係の外国研究では、コロニー運動にかかわる中で学んだことをまとめたものが多い。結核回復者全国コロニー協会は、系統的に海外研修を実施しており、研修に同道させてもらうことも多かった。そこで得た知識は、私の障害者雇用制度関係の著書の骨格になっている⁵⁾。

自立生活運動の幕開けと21世紀の展望

日本福祉大学から2度目の海外留学に行った1980年、カナダのウイニペグで国際リハビリテーション会議に参加した。国際障害者年の前年で、会議には約200人の障害者が参加していた。専門家中心のこの会議に、これほど多くの障害者が参加するのはこれまでに例のないことだった。会議日程の中で、重度障害者であるアメリカのエド・ロバーツが講演した。13歳の時に植物人間になるところを助かって四肢マヒと呼吸マヒという重い障害を残しながら、カリフォルニア大学政治学科を卒業し、パークレイにアメリカ初の自立生活センターを創り、重度障害者の地域での自立生活に先鞭をつけたIL運動(自立生活運動)の創始者である。この講演は、重度障害者にも、地域で自立生活を営む可能性があることを自らの体験に基づいて語ったもので、多くの参加者に深い感銘を与えた。それは1人の重度障害者の生き方を伝えると同時に、古い障害者観の転換を私達に迫るものともなった。夜の自由時間には、各国から来た障害者約500人が自由集會を持った。事実上の世界的な自立生活運動の幕開けであった。

この会議の約3か月後、私は全国コロニー協会

のアメリカ視察団に同行してパークレイのCIL(自立生活センター)を訪れ、再びエド・ロバーツにあった。アメリカの自立生活運動は、リハビリテーションや福祉の専門職に対して拒否的である。障害者とともにコロニー運動に取り組んできた私が「私達は障害者とソーシャルワーカーが協力して運動をやっている」というと、「アンユージュアル」と一蹴されてしまった。IL運動の専門職アレルギーを垣間見る思いであった⁶⁾。

おわりに

1999年7月末、私はリーズ大学に社会学部のリサーチャー・M・プレストリー氏をたずねた。彼の著書は研究方法が斬新だった⁷⁾。ダービーの自立生活センターの障害者たちと一緒に取り組んだ調査研究を、障害者達と討論しながらまとめたものだった。ダービーはイギリス自立生活運動発祥の地で、地域の障害者運動がどのように組織され、自立生活の条件を獲得してきたかがドラマティックに描かれていた。プレストリー先生の紹介で、後日ダービーのILセンターもたずねた。そこで知ったのが、障害者自身によるセルフケアマネジメントで、障害者運動の働きかけで、イギリスでは、



イギリス・ダービーの自立センターで(1999年)

介護費用のダイレクトペイメント(現金直接払い)が実施されているという。センターでは、専門職も障害当事者も、ともに働いていた。その後、別の書でイギリスの障害者運動が、政治や政策に大きな影響を及ぼしていることを知った⁸⁾。そこには、21世紀の障害者政策を支える新しい哲学が語られていた。これについては目下研究中である。自立生活運動は、いま国際組織DPIを通じて世界各国にひろがり、強烈な影響を社会に及ぼしている。それは社会福祉のあり方、政策や援助技術、社会福祉教育をも一変させているようである。21世紀は、こうした当事者運動と専門職がどうかかわるのが課題ではないだろうか。

いうまでもなく、当事者運動の主体は当事者である。専門職は、もともとられれば情報・知識・技術を提供する。また必要があれば運動を側面的に支えたり援助する。今後、当事者運動の比重はますます高まるであろう。これは福祉先進国と呼ばれる国の現状を見れば明らかである。そうした傾向の中で、当事者が自分でケアプランをたてるピアカウンセリングやエンパワーメントなど、ピアサポートの技術も発展することであろう。しかし、そこに限界があることも確かである。そうした時に、専門家はそれに応えられるように知識や技術をみがかなければならない。また価値観の共有やパートナーシップも大切であろう。私の研究課題はまだ残されているようである。

注

- 1) 拙稿「朝日訴訟の底を流れるもの」『社会事業新人会紀要』、社会事業新人会、1959年。
- 2) 拙著『身体障害者福祉』、ミネルヴァ書房、1967年。
- 3) 拙著『医療ソーシャルワーカー論』、ミネルヴァ書房、1977年。
- 4) ジョアン・バラクローほか編著、中村永司、拙監訳『医療ソーシャルワークの挑戦』、中央法規出版、1999年。
- 5) 拙編『障害者雇用制度の確立をめざして』、法律文化社、1982年。
- 6) 拙著『海外福祉を視る』、全国社会福祉協議会、1984年。
- 7) M. Priestley "Disability Politics and Community Care", Jessica Kingsley, 1999.
- 8) M. Oliver "Disability Politics", Routledge, 1996.